

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A6	1111 通所型独自サービス 1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798 単位	1798	1月につき		
	1112 通所型独自サービス 1 日割			59 単位	59	1日につき		
	1121 通所型独自サービス 1 2			要支援 2	3621 単位	3621	1月につき	
	1122 通所型独自サービス 1 2 日割				119 単位	119	1日につき	
	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき		
	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			1 単位減算	-1	1日につき		
	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			36 単位減算	-36	1月につき		
	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			1 単位減算	-1	1日につき		
	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき		
	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			1 単位減算	-1	1日につき		
	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2			要支援 2	36 単位減算	-36	1月につき	
	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割				1 単位減算	-1	1日につき	
	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
	6105 通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき		
	6106 通所型独自サービス同一建物減算 2			要支援 2	752 単位減算	-752		
	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき		
	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき		
	6109 通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50			
	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200 単位加算	200			
	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算 (I)	150 単位加算	150			
	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算 (II)	160 単位加算	160		
	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480			
	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援 1	88 単位加算	88		
	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2				要支援 2	176 単位加算	176	
	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援 1	72 単位加算		72		
	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			要支援 2	144 単位加算	144		
	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24			
	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			要支援 2	48 単位加算	48		
	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	3月に1回を限度	100 単位加算	100		
	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II				(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	6月に1回を限度	20 単位加算	20	1回につき	
	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II				(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位加算	5	
	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき		
	6100 通所型独自サービス処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の92/1000 加算		1月につき		
	6110 通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の90/1000 加算			
	6111 通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の80/1000 加算			
	6380 通所型独自サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の64/1000 加算			
	6381 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員等処遇改善加算 (V)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 所定単位数の81/1000 加算			
6382 通所型独自サービス処遇改善加算 V 2	(二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 所定単位数の76/1000 加算							
6383 通所型独自サービス処遇改善加算 V 3	(三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 所定単位数の79/1000 加算							
6384 通所型独自サービス処遇改善加算 V 4	(四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 所定単位数の74/1000 加算							
6385 通所型独自サービス処遇改善加算 V 5	(五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 所定単位数の65/1000 加算							
6386 通所型独自サービス処遇改善加算 V 6	(六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 所定単位数の63/1000 加算							
6387 通所型独自サービス処遇改善加算 V 7	(七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 所定単位数の56/1000 加算							
6388 通所型独自サービス処遇改善加算 V 8	(八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 所定単位数の69/1000 加算							
6389 通所型独自サービス処遇改善加算 V 9	(九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 所定単位数の54/1000 加算							
6390 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 0	(十) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 所定単位数の45/1000 加算							
6391 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 1	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) 所定単位数の53/1000 加算							
6392 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 2	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 所定単位数の43/1000 加算							
6393 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 3	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) 所定単位数の44/1000 加算							
6394 通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 4	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) 所定単位数の33/1000 加算							

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A6	8001 通所型独自サービス 1 1・定超	1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798 単位	定員超過の場合 ×70%	1259	1月につき	
	8002 通所型独自サービス 1 1 日割・定超			59 単位		41	1日につき	
	8011 通所型独自サービス 1 2・定超			要支援 2		3621 単位	2535	1月につき
	8012 通所型独自サービス 1 2 日割・定超					119 単位	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合  ×70%	1259	1月につき
	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3621 単位		2535	1月につき
	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

(注1) 本改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 事業所が送迎を行わない場合については、事業対象者・要支援1の方については、1月につき376単位の範囲内で、要支援2の方については、1月につき752単位の範囲内で減算します。

(注3) 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能です。